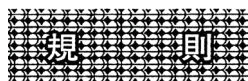


- 14 事業者は、附則第12項の計画が作成されるまでの間は、第19条第2項各号に掲げる基準に従い、既存太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 15 事業者は、附則第12項の計画を作成したときは、当該計画に従い、既存太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 16 第19条第4項及び第5項の規定は附則第12項の計画について、同条第4項の規定は附則第12項の計画の変更について、同条第7項の規定は既存太陽光発電施設について、それぞれ準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは、「附則第15項」と読み替えるものとする。
- 17 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- 附則第5項又は附則第6項において準用する第21条第1項の規定に違反した者
 - 偽りその他不正の手段により附則第5項又は附則第6項において準用する第21条第1項の許可を受けた者
 - 附則第3項又は第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 18 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「 伝統的工芸品産業振興審議会の委員 」 を

「 太陽光発電事業技術委員会の委員
伝統的工芸品産業振興審議会の委員 」 に改める。

環境政策課ゼロカーボン推進室



長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年10月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第49号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成18年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

第15条中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」に、「第3条第1項第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室